

# 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金 (10万円)のご案内

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、令和5年度住民税均等割のみが課税されている世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額：1世帯あたり10万円

受給権者：対象となる世帯の世帯主

支給方法：受給権者本人の金融機関口座への振り込みとします。

## 給付金の支給手続き

### 【対象世帯】

基準日（令和5年12月1日）において豊橋市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯（※）

ただし、「世帯の全員が住民税課税者から扶養されている場合」は対象外です。

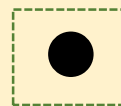
#### ※住民税が均等割のみ課税されている世帯とは

令和5年度住民税が均等割のみ課税されている者だけで構成されている世帯もしくは、均等割のみ課税されている者と均等割非課税者または未申告者で構成されている世帯

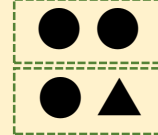
●令和5年度住民税均等割のみ課税者

▲令和5年度住民税非課税者・未申告者

単身世帯



複数人世帯



- 対象となる可能性がある世帯には、給付内容や確認事項が書かれた「**住民税均等割のみ課税世帯支援給付金支給要件確認書**」が届きます。「支給要件確認書」に記載された内容を確認し、**必要事項を記入し、返信用封筒にて返送してください。**

※支給要件確認書が届かない世帯でも、申請によって給付が受けられる場合もあります。

#### ● **確認書提出期限：令和6年6月28日（金）（消印有効）**

- 確認書に記載された口座とは異なる口座へ振り込みを希望される場合及び支給口座欄が空欄の場合は、「本人確認書類（代理人の場合は世帯主の本人確認書類と代理人の本人確認書類）」と「振込先金融機関口座確認書類」を確認書と併せてご提出ください。
- 金融機関口座への振り込みをもって支給決定と代えさせていただきます。

### <代理による申請・受給について>

受給権者に代わって確認書の提出又は支給の申請が行えるのは、次のいずれかの方となります。

- 令和5年12月1日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人など）
- 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で豊橋市長が特に認める者

### <その他>

- 提出期限である令和6年6月28日（金）（当日消印有効）までに提出されない場合は給付金を給付できません（受取りを辞退したものと取り扱います）。
- 確認書及び申請書の不備による振替不能が原因で給付ができなかった場合、確認書又は申請書提出期限までに豊橋市が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかった時は、申請は取り下げられたものとします。
- 令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）を他の市町村において受給をした・する予定の方は豊橋市で受給できません。
- 住民税が課税されている方の扶養を受けている世帯員のみの方の世帯は受給できません。
- 修正申告や更正を行った結果、令和5年度住民税所得割が非課税から課税になった場合等、本給付金の支給対象外となった場合、返還をしていただく必要があります。

### <お問い合わせ>

豊橋市給付金コールセンター

☎0532-26-2271

受付時間 平日9:00~17:00